

厚木市認可地縁団体印鑑条例
の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

厚木市長

山口貴裕

厚木市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

厚木市認可地縁団体印鑑条例（平成5年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。